

更生保護法人岩手保護院建設工事

現場説明書

令和7年5月

発注者 更生保護法人岩手保護院

設計・監理 株式会社久慈設計

1. 工事名称　更生保護法人岩手保護院建設工事
2. 発注者　更生保護法人岩手保護院　理事長　吉田　大信
〒020-0877 岩手県盛岡市下ノ橋町2番25号
TEL 019-622-2806 FAX 019-622-2812
担当者：廣田　治
3. 工事場所　岩手県盛岡市下ノ橋町97番地、98番地（地番表示）
4. 構造・規模　敷地面積　1, 383. 35 m²
建築面積　321. 52 m²（寄宿舎）
延床面積　578. 83 m²（寄宿舎）
地上2階　地下0階　S造（準耐火構造　□-2）
その他付属建物　駐輪場　8. 82 m²
- 取壊し建物　既存寄宿舎棟　RC造2階建て　437. 12 m²
既存物置棟　W造平屋建て　24. 36 m²
ポンプ室棟　S造平屋建て　5. 07 m²
5. 工期　着工　契約締結日の翌日より
竣工　令和8年3月15日まで
6. 設計図書　建築（解体）意匠　49枚（表紙別）（PDFデータ）
建築構造　18枚（PDFデータ）
電気設備　18枚（PDFデータ）
機械設備　10枚（PDFデータ）
現場説明書（PDFデータ）
質疑書（Excelフォーマット）
以上をCD1枚にて1部

1) 設計図書見積優先順位

- ① 見積要項書及び質疑回答書

②特記仕様書

③一般図、詳細図

※配布CDは見積書提出時に返却のこと。

※①～③までの内容に別途工事と明記が無い工事は全て本工事とする。

7. 設計監理担当 株式会社 久慈設計

〒020-0885 岩手県盛岡市紺屋町 3-11

TEL 019-624-2020 FAX 019-622-7720

8. 現場説明 事業主より入札参加業者に設計図書一式が渡された時点をもって現場説明とする。

1) 現地確認

希望者は隨時、事業主担当者の了解を得た上で指示に従い確認すること。

その場合、既存施設の業務に支障を与えないように十分に注意すること。

9. 質疑回答 質疑回答は全て書面により、次の要領にて実施する。

※質疑提出日時は厳守する

(指定日時以外の質疑には一切回答を行わない)

尚、質疑回答書は工事の仕様書として採用する。

1) 質疑日時 一般競争入札公告のとおり

2) 提出方法 一般競争入札公告のとおり

※質疑の無い場合にも、その旨を明記の上送信する。

※電話その他による回答は一切行わない。

3) 提出先 更生保護法人岩手保護院

一般競争入札公告のとおり

4) 回答日時及び回答方法 一般競争入札公告のとおり

10. 入札及び開札 一般競争入札公告のとおり

11. 工事に関する注意事項

①工事中における水道・電気料金については完成引渡しまで（但し、完成検査において手直し工事が発生した場合は、手直し工事完了まで）を見積りに含むこと。

②安全祈願祭の費用を見積りに含むこと。

- ③仮設工事等、都合により隣地借地料等が発生する場合の費用は見積りに含むこと。
- ④労災保険等必要と判断される各種保険加入の費用を見積りに含むこと。
- ⑤適用図書で明確になる一切を見積工事範囲とする（明確でない箇所は質疑による）。
- ⑥工事明細、数量は見積業者の責任で算出すること。
- ⑦見積落し、漏れ等は見積業者の責任とする。
- ⑧施工上必要となる仮設工事の一切は見積業者にて判断し計上すること。

12. 工事中における特記事項

1) 交通対策

工事車両の出入りに際しては誘導員を配置し、一般車両・歩行者・自転車等の安全に十分注意すること。

2) 騒音・振動対策

工事期間中の騒音・振動については、低騒音建設機械及び低振動工法を採用するなど低公害に努め、近隣住民・事業所等（以下「近隣関係者」とする）の生活環境・営業を害しないように施工すること。

3) 災害対策

工事中に考えられる危険防止のため、安全管理・仮設計画を十分吟味した上で施工すること。

4) 工事作業時間

やむを得ず休日に作業する場合は、事前に近隣関係者に対して周知を徹底すること。

5) 被害補償

万一、本工事により近隣建物及び工作物等に支障・損傷等が生じた場合は、直ちに現況復旧すること。なお、当該費用は、請負者負担とする。

6) 道路の保守管理

本工事における掘削・搬出等については、常に道路の汚染防止に努め、工事用車両の出入りについても清掃員を配置し、散水による清掃等により防塵対策を講じること。

7) 諸問題の対応

前記事項に記載無き事項及び建物完成後に発生した諸問題については、

誠意を持って協議の上、前向きに対処すること。

13. その他

1) 安全関係

施工計画と並行して総合仮設計画・安全管理計画を検討作成し、災害の生じないよう万全の対策を講じること。

2) 発生材の処分

掘削・解体及び工事により発生する不良発生材は場外処分とし、最終処分先まで請負者の責任範囲とする。

3) 強風対策

重機の操作範囲及び転倒、仮設材の飛来、粉塵等近隣に迷惑をかけないよう万全の対策を講じ、起因する補償は請負者の責任処理とする。

4) 瑕疵の担保並びに調査

民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款及び見積要項書による。

瑕疵の補償のため、完成引渡し後1年以内及び瑕疵担保期間終了時に、事業主立会いの上、請負者負担で瑕疵担保調査を行う。

5) 既存家具の保管

既存家具（展示用戸棚 W2930*H1800*D800）の工事中一時保管、再設置